



# 鳥取県公報

平成18年 3月28日(火)  
号外第43号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

**条 例** 鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例 (48) (水産課) ..... 3  
 鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例 (49) (県民室) ..... 4  
 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 (50) (病院局総務課) ... 6

———公布された条例のあらまし———

### 鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例の新設について

#### 1 条例の新設理由

受益と負担の公平確保を図るため、鳥取県栽培漁業センター（以下「センター」という。）において行う魚類に係る疾病の検査又は各種証明書の交付について手数料を徴収しようとするものである。

#### 2 条例の概要

(1) 趣旨	この条例は、センターにおける手数料の徴収に関し必要な事項を定める。	
(2) 手数料の徴収	センターが依頼を受けて行う魚類に係る疾病の検査又は各種証明書の交付については、手数料を徴収する。	
(3) 手数料の額	手数料の額は、次のとおりとする。	
	検査手数料	
	区 分	金 額
	ア コイヘルペスウイルス病	1回につき 13,700円
	イ コイ春ウイルス血症 (ア) ウイルス分離検査 (イ) 間接蛍光抗体法検査 (ウ) 逆転写ポリメラーゼ連鎖反応検査	1回につき 20,300円 1回につき 13,500円 1回につき 13,400円
ウ アユ冷水病	1回につき 28,600円	
	証明書交付手数料	
	区 分	金 額
ア	の魚類に係る疾病の検査を行った旨の証明書	1通につき 420円
イ	国が指定する団体が作成した検査結果書に基づき作成するの魚類に係る疾病にかかっていない旨の証明書	1通につき 420円
(4) 手数料の減免	知事は、特別の理由があると認めた場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。	
(5) 既納の	既に納付した手数料は、知事が特に必要と認めた場合を除いて、還付しない。	

手数料	
(6) 規則への委任	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(7) 施行期日等	施行期日は、平成18年4月1日とする。 の施行期日以後に行う検査又は証明書の交付から、手数料を徴収する。

## 鳥取県情報公開条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

第三者の情報を含む公文書の開示の可否に関する訴訟の係属中に、新たに同類の公文書の開示請求が行われた場合に、当該訴訟の判決確定までの間、特例的に開示決定等の延長を行うことができることとすることにより、判決確定前に公文書を開示することにより生じる第三者の不利益を防止し、及び円滑な情報公開事務を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 実施機関は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該開示請求に係る公文書の内容に現に同類の訴訟の争点となっているもの（判決が確定していないものに限る。）が含まれており、かつ、意見書の提出の機会を与えられた第三者から当該公文書の開示に反対する旨の意見書が提出されたときは、開示決定等（当該公文書の内容のうち現に同類の訴訟の争点となっている部分に係るものに限る。）の期限を判決が確定した日から起算して15日以内に限り延長することができることとする。
- (2) (1)の場合において、実施機関は、当該開示請求があった日から起算して45日以内に、開示請求者に対し、(1)の対応をとる旨を書面により通知しなければならない。
- (3) 実施機関は、開示請求に係る公文書が著しく大量である場合の特例的な延長措置及び(1)の特例的な延長措置を行う旨の通知をした場合は、鳥取県情報公開審議会にその旨を報告しなければならない。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布の日とする。

## 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部改正について

## 1 条例の改正理由

健康保険法の規定による診療報酬の算定方法が改正されたことに伴い、当該算定方法を用いて算定している病院等の施設の使用料について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正  
非紹介患者初診加算料を次のとおり改める。

改正後	現 行
初診料算定1回につき1,575円	平成6年厚生省告示第54号に定める紹介患者加算の点数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額

非紹介患者初診・・・初診のうち、他の病院若しくは診療所からの文書による紹介がある場合又は緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたもの以外のもの

使用料の徴収に係る規定において引用している厚生労働省告示を改める等所要の規定の整備を行う。

- (2) その他の条例の一部改正

次に掲げる条例について、使用料の徴収に係る規定において引用している厚生労働省告示を改める。

鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例

鳥取県保健所条例

鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例

(3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

条 例

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例をここに公布する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第48号

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥取県栽培漁業センター（以下「センター」という。）における手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収)

第2条 センターが依頼を受けて行う魚類に係る疾病の検査又は各種証明書の交付については、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第3条 前条の手数料の額は、別表のとおりとする。

(手数料の減免)

第4条 知事は、特別の理由があると認めた場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。

(既納の手数料)

第5条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(この条例の適用)

2 第2条の規定は、この条例の施行の日以後に行う同条の検査又は証明書の交付について適用する。

別表 (第3条関係)

1 検査手数料

区 分	金 額
(1) コイヘルペスウイルス病	1回につき 13,700円
(2) コイ春ウイルス血症 ア ウイルス分離検査	1回につき 20,300円

イ 間接蛍光抗体法検査	1回につき 13,500円
ウ 逆転写ポリメラーゼ連鎖反応検査	1回につき 13,400円
(3) アユ冷水病	1回につき 28,600円

## 2 証明書交付手数料

区 分	金 額
(1) 1に掲げる魚類に係る疾病の検査を行った旨の証明書	1通につき 420円
(2) 国が指定する団体が作成した検査結果書に基づき作成する1に掲げる魚類に係る疾病にかかっていない旨の証明書	1通につき 420円

備考 1の(1)及び(2)は、異常を示す個体でないことを確認するため、依頼を受けて行う検査(持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第7条の2第2項又は第9条の2第1項の規定による命令に基づき行う検査を除く。)に適用する。

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第49号

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 実施機関は、開示請求に係る公文書に開示請求者、<u>国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)</u>、<u>地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)</u>及び<u>公社以外の者(以下「第三者」という。)</u>に関する情報が含まれている場合において、当該開示請求に係る公文書の内容に現に他の公文書の開示に係る訴訟(以下「同類の訴訟」という。)の争点となっ</p>	<p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p>

ているもの（判決が確定していないものに限る。）が含まれており、かつ、第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者から当該公文書の開示に反対の意見を表示した意見書が提出されたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示決定等（当該公文書の内容のうち現に同類の訴訟の争点となっている部分に係るものに限る。）の期限を判決が確定した日から起算して15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求があった日から起算して45日以内に、開示請求者に対し、この項を適用する旨を書面により通知しなければならない。

6 実施機関は、前2項の規定による通知をした場合は、鳥取県情報公開審議会にその旨を報告しなければならない。

（開示義務）

第9条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

（1）略

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある

（開示義務）

第9条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

（1）略

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定す

情報であって、規則で定めるものを除く。)並びに当該職務遂行の内容

工 略

(3)~(8) 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2及び3 略

(設置)

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1)及び(2) 略

(3) 第7条第6項の規定による報告を受けること。

る地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。)並びに当該職務遂行の内容

工 略

(3)~(8) 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2及び3 略

(設置)

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1)及び(2) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第50号**

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前																
<p>(病院における使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定める金額によるほか、平成18年厚生労働省告示第92号(診療報酬の算定方法)に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額(病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合は、その額の8割に相当する額)及び平成18年厚生労働省告示第99号(入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準)に基づき、同告示に定める食事療養の費用額算定表により算定した額(以下「療養費算定額」という。)とする。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定に基づく療養の給付等で企業管理規程で定めるもの及び消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等(以下「課税療養等」という。)に係る使用料(別表第1に定めるものを除く。)の額は、企業管理規程で定める額(課税療養等に係る使用料にあっては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で企業管理規程で定める額)とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <p>1~3 略</p> <p>4 非紹介患者初診加算料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年厚生労働省告示第105号(厚生労働大臣の定める選定療養)第3号に規定する初診</td> <td>初診料算定1回につき 1,575円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 長期入院診療料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年厚生労働省告示第88号(選定療養及び特定療養費に係る厚生労働</td> <td>平成14年厚生労働省告示第88号第8号に規定する点数に</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	平成18年厚生労働省告示第105号(厚生労働大臣の定める選定療養)第3号に規定する初診	初診料算定1回につき 1,575円	区 分	金 額	平成14年厚生労働省告示第88号(選定療養及び特定療養費に係る厚生労働	平成14年厚生労働省告示第88号第8号に規定する点数に	<p>(病院における使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定める金額によるほか、平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額(病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合は、その額の8割に相当する額)及び平成6年厚生省告示第237号(入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準)に基づき、同告示に定める食事療養の費用額算定表により算定した額(以下「療養費算定額」という。)とする。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定に基づく療養の給付等で企業管理規程で定めるもの及び消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等(以下「課税療養等」という。)に係る使用料(別表第1に定めるものを除く。)の額は、企業管理規程で定める額(課税療養等に係る使用料にあっては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で企業管理規程で定める額)とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <p>1~3 略</p> <p>4 非紹介患者初診加算料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成6年厚生省告示第236号(健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養)第3号に規定する初診</td> <td>平成6年厚生省告示第54号に定める紹介患者加算の点数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 長期入院診療料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年厚生労働省告示第88号(選定療養及び特定療養費に係る厚生労働</td> <td>平成14年厚生労働省告示第88号第5号に規定する点数に</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	平成6年厚生省告示第236号(健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養)第3号に規定する初診	平成6年厚生省告示第54号に定める紹介患者加算の点数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額	区 分	金 額	平成14年厚生労働省告示第88号(選定療養及び特定療養費に係る厚生労働	平成14年厚生労働省告示第88号第5号に規定する点数に
区 分	金 額																
平成18年厚生労働省告示第105号(厚生労働大臣の定める選定療養)第3号に規定する初診	初診料算定1回につき 1,575円																
区 分	金 額																
平成14年厚生労働省告示第88号(選定療養及び特定療養費に係る厚生労働	平成14年厚生労働省告示第88号第8号に規定する点数に																
区 分	金 額																
平成6年厚生省告示第236号(健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養)第3号に規定する初診	平成6年厚生省告示第54号に定める紹介患者加算の点数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額																
区 分	金 額																
平成14年厚生労働省告示第88号(選定療養及び特定療養費に係る厚生労働	平成14年厚生労働省告示第88号第5号に規定する点数に																

大臣が定める医薬品等) 第4号に規定する者を除 いた者に係る同告示第3 号の規定により計算した 入院期間が180日を超え た日以後の入院	100分の15を乗じて 算出した数に10円 50銭を乗じて得た額 に相当する額
---	--

大臣が定める医薬品等) 第4号に規定する者を除 いた者に係る同告示第3 号の規定により計算した 入院期間が180日を超え た日以後の入院	100分の15を乗じて 算出した数に10円 50銭を乗じて得た額 に相当する額
---	--

注 病院事業の管理者は、4の表金額欄の額を病院  
ごとに告示するものとする。

備考 略

備考 略

(鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成3年鳥取県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
区 分	金 額	区 分	金 額
1 診療	<u>平成18年厚生労働省告示第92号(診療報酬の算定方法)</u> に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表により算定した額	1 診療	<u>平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)</u> に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表により算定した額
略		略	

(鳥取県保健所条例の一部改正)

第3条 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(使用料等の徴収) 第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。 (1) <u>平成18年厚生労働省告示第92号(診療報酬の算定方法)</u> 別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表(以下「点数表」という。)に掲げる検査1件につき点数表により算定した額(以下「療養費算定額」という。)の8割以内で知事が定める額。ただし、消費税法(昭和63年	(使用料等の徴収) 第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。 (1) <u>平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)</u> 別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表(以下「点数表」という。)に掲げる検査1件につき点数表により算定した額(以下「療養費算定額」という。)の8割以内で知事が定

法律第108号) 第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等にあつては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の8割以内で知事が定める額。

(2) 略

める額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号) 第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等にあつては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の8割以内で知事が定める額。

(2) 略

(鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第2(第7条関係)			別表第2(第7条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
略			略		
3 平成18年厚生労働省告示第92号(診療報酬の算定方法)別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表(以下「点数表」という。)に掲げる検査	略		3 平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表(以下「点数表」という。)に掲げる検査	略	
略			略		

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

